

所報タイトル「真摯」は所内で掲げる

平成 23 年度の目標です。

発行責任者 / 小林 政氏

発行日 / 2011年3月1日

1309001 2000認証取得  
E06G1 0002RCS

●会計 ●相続 ●経営コンサルテイング

**小林合同会計**

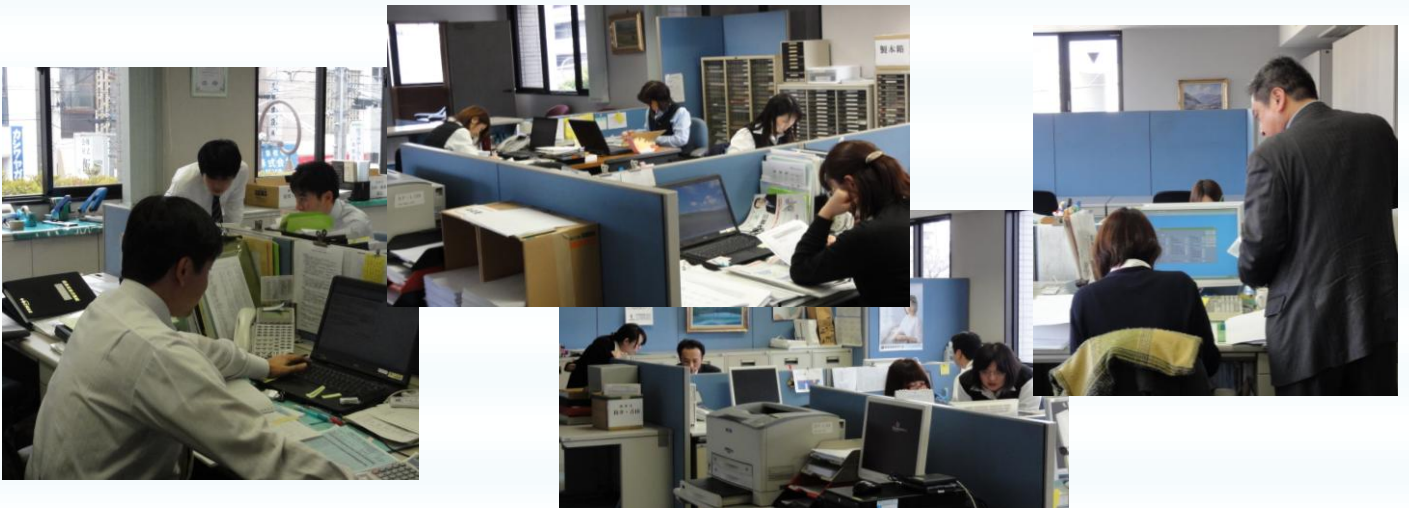
所長税理士 小林 政氏  
税理士 山野基尚 税理士 須賀保雄

〒332-0032 埼玉県川口市中青木1丁目1番25号  
TEL (048) 253-5668 FAX (048) 253-7602  
<http://www.e-cg.co.jp>

# 確定申告真っ最中!!!

2月16日(水)より所得税の確定申告の受付が全国の税務署などで一斉に始まりました。

業界・業種によって繁忙期というものがありますが、会計事務所にとってはまさに今が一番忙しい時期でもあります。



以前は大量の申告書類等を税務署に提出していましたが、今では電子申告が一般化してパソコンからデータを送れるようになりました。当事務所でも電子申告の割合が95%を超えています。

添付書類の提出を省略出来たり、還付金も書面申告より3週間程度早まる等、お客様にとってのメリットも多く電子申告での申告をお勧めしております。

この事務所だよりがお手元に届くころには提出期限【3月15日(火)】間近になっていることかと思いますが最後の提出が終わるまで気を抜かず、皆様に満足して頂ける仕事ができるように心がけてゆきたいと思っております。

# 平成23年度 税制改正

平成23年度税制改正大綱が発表されました。今回の改正においては特に、①デフレ脱却と雇用のための経済活性化、②格差拡大とその固定化の是正、③納税者・生活者の視点からの改革、④地方税の充実と住民自治の確立にむけた地方税制度改革、の4つを柱として税制抜本改革に向けた基本的方向性や政府の財政運営方針との整合性を確保しつつ、所得課税、資産課税、消費課税全般にわたる改正を行うこととされています。

※財務省 HP より抜粋(<http://www.mof.go.jp>)

## 個人所得課税

- 給与所得控除に上限を設定(給与収入 1,500 万円超は一律 245 万円)
- 高額な法人役員等の給与に係る給与所得控除について、2,000 万円から控除額を縮減し、4,000 万円から2分の1(125 万円)を上限
- 特定支出控除の支出範囲の拡大及び適用判定基準の緩和(給与所得控除の総額⇒2分の1)
- 勤続年数5年以下の法人役員等の退職金について、2分の1課税を廃止
- 成年扶養控除について、次の見直し
  - ・障害者その他心身の状態等により就労が困難な扶養親族、65 歳以上の高齢者、学生については、引き続き控除の対象
  - ・給与収入 568 万円(所得 400 万円)以下の者については、控除を存続(給与収入 689 万円(所得 500 万円)までは控除額を段階的に縮減)
  - ・給与収入 689 万円(所得 500 万円)以上の者については、控除を廃止
- 年金所得者について申告不要制度を創設
- 上場株式等の10%軽減税率を2年延長(いわゆる日本版ISAの導入時期も2年延長)

# 法人課税

- 法人税率を 30%から 25.5%へ 4.5%引下げ(国・地方の法人実効税率で 5%引下げ)
- 中小法人に対する軽減税率を 18%から 15%へ 3%引下げ
- 法人実効税率の引下げとあわせ、特別償却や準備金制度等の租税特別措置の廃止・縮減のほか、大法人に係る欠損金の繰越控除の一部制限等
- 雇用促進税制(税額控除)に係る税制措置(特別償却又は税額控除及び所得控除)、アジア拠点化推進のための税制(所得控除)等を創設

# 資産課税

- 相続税の基礎控除を「5,000 万円+1,000 万円×法定相続人数」から「3,000 万円+600 万円×法定相続人数」に引下げ
- 相続税の最高税率を 55%に引き上げるなど税率構造の見直し
- 相続税の死亡保険金に係る非課税枠の対象となる法定相続人を未成年者、障害者及び被相続人と生計を一にしていた者に限定
- 相続税額に係る未成年者控除及び障害者控除の控除額の引上げ
- 贈与税について、直系卑属(20 歳以上)を受贈者とする場合の税率構造を緩和
- 相続時精算課税制度について、受贈者に 20 歳以上の孫を追加するとともに、贈与者の年齢要件を「65 歳以上」から「60 歳以上」に引下げ

# 寄附税制(市民公益税制)

- 認定 NPO 法人への寄附について、控除率 40%の所得税の税額控除を導入(住民税と合わせて 50%)。一定の公益社団・財団法人等への寄附についても同様の税額控除制度を導入

# 納税環境整備

- 納税者権利憲章の策定、税務調査手続の明確化、更正の請求期間の延長、処分の理由附記の実施、国税通則法の名称変更等
- 保険年金に係る最高裁判決を受けた対応として、特別還付金を支給するための措置を創設

## その他

- 租税特別措置(政策税制措置)について 109 項目を見直し、50 項目を廃止又は縮減

法律案の施行日 平成23年4月1日

## リスクマネジメントについて

弊所では『関与先様の永続的発展』『関与先様完全防衛の現実』を願い、今年度よりリスクマネジメント業務に力を入れていこうと考えました。人的リスクから企業を防衛するために皆様のリスクマネジメントをトータルにサポートします。今後順次、皆様の標準保障額(いわば会社にとっての必要保障額)を算定していく予定でありますのでどうぞよろしくお願い致します。

保険事業部 筒井香織

## マイ箸 完成

先月号でお伝えした自作の箸がコーティング処理をされて完成いたしました。ここに一部ご紹介させていただきます。毎日何気なく使っている箸ですが、箸作りを通して、そのありがたみや日本の文化を見つめ直す良い機会になりました。

